

法律ネットワーク

SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・小畑・斉藤・服部・佐藤

関西地区社労士 山田

〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

👉 育児休業給付の見直しについて

10月29日に開催された厚生労働省・労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において、育児休業給付の見直しについて「たたき台」が示されました。男女ともに育児休業取得を促進するため、育児休業給付の給付率を、現行の50%から、最初の6か月間については67%とするものです。

～育児休業給付の見直し(たたき台)概要～

◎趣旨

育児休業の更なる取得を促進し、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために、育児休業期間中の経済的支援(育児休業給付)を強化する。

◎見直しの具体的内容

ア. これまでも育児休業給付は給付率の引上げ等により育児休業給付受給者が増加しており、育児休業の取得促進に寄与していると考えられるが、依然として収入が減るという経済的な理由から育児休業を取得しなかった者が、男女とも一定程度存在する。

イ. 特に、男性の育児休業取得率は平成24年度において2%弱と伸び悩んでいる状況にあるが、男性の育児休業取得を促進することは、男性のワーク・ライフ・バランスの実現だけでなく、女性の育児負担を軽減し、女性が職場で継続して力を発揮すること(女性の就業率の向上)にも資するものである。

ウ. また、夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高くなる傾向があることから、育児休業の促進による男性の育児参加の拡大は、少子化対策にも資するものである。

エ. 男女ともに育児休業を取得していくことを促進するため、育児休業給付の給付率を引き上げることとし、出産手当金の水準を踏まえ、**育児休業開始時から最初の6か月間について67%の給付率(※)**としてはどうか。

(※)育児休業給付は非課税となっていること、また、育児休業期間中には社会保険料免除措置があることから、休業前の税・社会保険料支払後の賃金と比較した実質的な給付率はさらに高いものとなる。

【参考：成長戦略の当面の実行方針】

(平成25年10月1日：日本経済再生本部決定)

「雇用制度改革・人材力強化」

少子化対策・男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備

⇒必要な財源を確保しつつ「待機児童解消加速化プラン」による取組の加速的実行を図るとともに、育児休業中の経済的支援の強化や次世代育成支援対策推進法の延長について労働政策審議会等で検討を行い、次期通常国会への雇用保険法改正案及び次世代育成支援対策推進法改正案の提出を目指す。

👉 平成25年10月分（12月支払い）から年金額が変わります

平成25年10月分より、年金額が改定されます（10月・11月の年金は12月に支払われます）。過去、年金は「完全自動物価スライド」という制度が導入されており、年金と物価は比例する形で連動していたために、物価が上がったら年金も上がり、物価が下がったら年金も下がるという形で運営されていました。

しかし、平成12年度から14年度の期間において、物価が下落したにも関わらず、年金額を下げなかったことにより、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）で年金が支払われていました。

現在では、「マクロ経済スライド」という制度が導入されており、物価の上下動に応じて年金額も上下するという形式ではなく、少子高齢化の現状において、年金財政が破たんしないような制度となっています。

なお、前述の特例水準を解消するための第一段階として、平成25年10月以降分からマイナス1.0%の改定が行われ、以後、平成26年4月にマイナス1.0%、平成27年4月にマイナス0.5%の改定が予定されています（物価・賃金が上昇した場合には、引き下げ幅は縮小します）。

上記のスケジュールによって段階的に年金額を下げることにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図る制度となっています。

	25年9月分までの月額	25年10月分からの月額（※1）
国民年金 [老齢基礎年金額（満額）]	65,541円	64,875円
厚生年金（※2） [夫婦の老齢基礎年金を含む標準的な年金額]	230,940円	228,591円

（資料：日本年金機構 年金額の比較）

※1、平成25年10月以降の年金額は、法律で定められた計算方法に従い計算されていますので、端数処理などの関係で、平成25年9月までの年金額から単純に10%を引き下げた額という訳ではありません。

※2、厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が、年金を受け取り始める場合の給付水準となっております。



早いもので、今年も残り少なくなってきました。最近は何となく月日の経つのがとっても早く感じます！！年賀状の作成も毎年早めにとりあえず年末ぎりぎりになってしまうので今年こそは早めに準備したいものです。大掃除も来春に向けてすっきりした事務所で新年を迎えたいと思っておりますが？？本棚には買ったものの読んでない本や資料が山積み、どれから読んでも年内には到底無理、さてどうしましょうか？

高齢者の身辺整理についての考案された「5W1H」の表で自問して片付けに挑戦してみます。

◆ 捨てるかどうか悩んだ時に自問する5W1H

- ① What （これは何？ 実際に使っている？）
- ② When （いつ必要なのか？いつかはいつ？）
- ③ Where （どこで使うの？）
- ④ Who （誰が使うの？）
- ⑤ How much （いくらしたの？ 今の価値は？）

結果は来年のお楽しみ！！